

意見募集の結果と対応

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※ 本政令案と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の政策の参考にさせていただきます。

寄せられたご意見の概要	意見に対する考え方
災害復旧の迅速性を確保するため、緊急時における公示手続きの簡素化、および電子的な即時公示の有効性を明文化または解釈で明確にしてください。	施行令第9条の12第1項に基づく「公示」の具体的な方法については、ホームページへの掲載等を含め、各都道府県において状況に応じて適切な手段により実施されることを想定しております。
都道府県が代行した権限のうち、住民トラブルや将来の管理に深く関わる「他人の土地への立ち入り・一時使用(第五号)」および「他工作物の管理者との協議・工事施行(第一号、第三号)」についても、第四項の通知対象に追加してください。	都道府県が本来の公共下水道管理者に代わって行使する権限のうち、復旧工事終了後の本来の公共下水道管理者による下水道管理に一定の影響を及ぼすものについては、都道府県が行使した権限の内容を当該公共下水道管理者に対して確実に伝えることが重要という観点から、一定の権限を対象に、行使したときに遅滞なくその旨を当該公共下水道管理者に通知することとしています。 なお、それ以外の権限の行使も含め、都道府県による復旧工事の代行に当たっては、本来の公共下水道管理者との連絡を密にし、適切に情報共有が行われることが重要と考えます。
代行期間終了にともなう権限の引継ぎ、通知対象外となっている損失補償などの調整プロセス、および不服申立てへの対応について、実務	代行期間終了に伴う権限の引継ぎ、損失補償などの調整、不服申立てへの対応などについては、様々なケースが想定され

ガイドライン(運用マニュアル)を策定し、自治体に速やかに提示してください。	るため、具体的な内容を一概に示すことは困難ですが、都道府県による復旧工事の施工や、本来の公共下水道管理者によるその後の管理に支障が生じないように、都道府県と本来の公共下水道管理者との間で適切に調整や引継ぎ等が行われることが重要と考えます。
近年、外国人労働者の雇用拡大に伴い、建設現場における多重下請け構造が進行しています。その結果、公共インフラの整備においても、実際に施工を担当している事業者の実態把握が困難なケースが見受けられます。施工コストの削減を優先するあまり、不適切な廃棄物処理や、安全管理基準を満たさない工事が行われる懸念があり、極めて憂慮すべき事態です。つきましては、万が一のトラブルや不備が発生した際にも迅速に対応できるよう、たとえ事後であっても「最終的な施工者」を明確に追跡・把握できる報告制度の構築を強く求めます。 地方再生の観点から、公共工事の入札制度において、地元事業者を活用する場合の加点評価など、地域雇用や技術継承を促進するための優遇制度の導入を求めます。建設業界の担い手不足が深刻化する中、災害発生時に地域住民の安全と生活を守るための迅速な復旧作業を担うのは地元の職人や企業です。災害時の応急対応能力を維持するためにも、平時より地域で雇用を循環させ、建設技術を次世代へ継承できる強靱な環境整備を早急に進めてください。	施工者情報の把握や工事の透明性確保については、本政令案の対象ではありませんが、いただいたご意見は関係部局に共有させていただきます。 地域建設産業の振興や技術継承については、本政令案の対象ではありませんが、いただいたご意見は関係部局に共有させていただきます。
下水道は国民の命と暮らしを支える重要なインフラです。国会で蓮舫議員が述べたように、最新技術を活用した点検技術の開発も必要ですが、きちんと人材確保ができるように、中小企業を支える支援も考え	人材確保や中小企業支援については、本政令案の対象ではありませんが、いただいたご意見は関係部局に共有させていただきます。

てください。	
第9条の12第1項について、完了の公示については、あらかじめではなく完了後に公示した方がよいのではないかと？ また、前段で工事の開始の日を公示すると規定し、後段で前段と同様とすると規定しているが、完了や廃止については、開始の日を公示するのかそれとも完了や廃止の日を公示するのか不明確である。	施行令第9条の2第1項後段に規定する、工事の完了又は廃止に係る公示は、都道府県による権限代行の終了時期をあらかじめ一般に周知することを目的として行うものであり、工事の完了又は廃止が見込まれる段階で、その完了の日又は廃止の日を公示することとなります。
どの部分が委任命令で、どの部分が実施命令なのか明らかにしてください。	本政令案は、改正下水道法第14条の2第2項の委任に基づいて、下水道法施行令において、都道府県が公共下水道の復旧工事を行う場合において公共下水道管理者に代わって行う権限等を定めるものです。
都道府県が代行できる条件として、市町村が「機能不全」であることが前提となっていますが、その判断基準が政令上明確ではありません。災害時は、庁舎の被災、職員の不足、通信の途絶、指揮系統の混乱など、さまざまな要因が重なります。判断が遅れば、下水道の復旧も遅れ、住民の衛生環境が悪化し、感染症や健康被害のリスクが高まります。そのため、政令またはガイドライン等において、機能不全の判断基準を具体的に示すことを求めます。例えば、庁舎の被災状況、職員の参集率、通信の確保状況、住民の衛生被害の発生状況など、客観的に判断できる項目を明記することが望ましいと考えます。 今回の改正案では、公示や協議などの行政手続きは整理されていますが、住民への情報提供については十分に触れていません。災害時には、汚水の流出や地表の汚染が発生する可能性があり、住民が適切な行動を取るためには、迅速で分かりやすい情報提供が不可欠です。	都道府県による復旧工事の代行は、市町村の「機能不全」を要件とするものではなく、市町村からの要請に基づき、被災状況や都道府県・市町村の執行体制等を踏まえ、都道府県が実施することが適当と判断した場合に行うものです。 具体的には、流域下水道とそれに接続する公共下水道を一体的に復旧することが必要な場合や、市町村による復旧体制の確保が困難であり、都道府県が実施する方が迅速かつ効率的な復旧につながる場合などを想定しており、こうした考え方について、施行通知において明記する予定です。 住民への情報提供については、本政令案の対象ではありませんが、いただいたご意見は関係部局に共有させていただきます。

避難所や仮設住宅に対して、下水道の被害状況、復旧の見込み、汚水に触れた場合の注意点など、衛生に関する情報を確実に届ける仕組みを政令または関連通知において明確化することを求めます。

全国では、下水道事業の民間委託が進んでおり、運転管理、点検、維持管理などを民間事業者が担っている自治体が多数存在します。しかし、災害時に市町村が機能不全となった場合、民間事業者は契約上、市町村の指示がなければ動けないことが多く、都道府県が代行する場合でも、民間事業者に直接指示できる法的根拠が明確ではありません。委託内容は自治体ごとに異なり、国はその契約内容を把握していません。国が民間委託制度を認めている以上、災害時における民間事業者の役割や指揮系統を標準化し、都道府県が民間事業者に指示できる法的枠組みを整備することが必要です。本改正案は、都道府県の代行権限を整備するものですが、民間委託自治体における災害時の指揮系統が曖昧なままでは、実際の現場で混乱が生じる可能性があります。国として、委託自治体向けの災害時指揮系統モデルや、契約書に必ず盛り込むべき災害条項の標準化を進めることを強く求めます。

災害時の下水道被害は、単なるインフラの損傷ではなく、住民の健康に直結する問題です。汚水の流出や地表の汚染は、感染症の発生や皮膚炎などの健康被害につながります。今回の改正案は工事の代行手続きに焦点を当てていますが、衛生や保健の観点が十分に反映されていません。災害時の衛生被害を防ぐため、汚水流出時の緊急対応、仮設トイレの衛生管理、避難所への衛生情報提供など、具体的な対策を政令または関連通知において明確化することを求めます。

民間委託契約の内容や災害時の指揮系統については、本政令案の対象ではありませんが、いただいたご意見は関係部局に共有させていただきます。

衛生対策や感染症対策については、本政令案の対象ではありませんが、いただいたご意見については、関係部局に共有させていただきます。

下水道は絶対に整備しておかなくてはならない生活インフラです。災害国家の日本において工事がスムーズに進むようになる制度は、いち国民として助かります。同時に、下水道の整備ができる人材の確保、安定した給与など、整えるべきものはまだまだあります。生活を支えてくれる影の立役者の企業や職人さんが安定して仕事ができるように、国による中抜きなどが起きないように、これからも制度をきちんと整えてください。	いただいたご意見は関係部局に共有させていただきます。
都道府県が公共下水道の復旧工事を代行する要件について、どのような場合に代行が開始されるのか、具体的な判断基準を明らかにしてください。 都道府県による権限代行は、工事の完了又は廃止までとされていますが、市町村へ権限を引き継ぐ手続及びその時期についても明確に示してください。 都道府県が代行して復旧工事を実施する場合の契約手続及び事業者	都道府県による復旧工事の代行は、市町村からの要請に基づき、被災状況や都道府県・市町村の執行体制等を踏まえ、都道府県が実施することが適当と判断した場合に行うものです。具体的には、流域下水道とそれに接続する公共下水道を一体的に復旧することが必要な場合や、市町村による復旧体制の確保が困難であり、都道府県が実施する方が迅速かつ効率的な復旧につながる場合などを想定しており、こうした考え方について、施行通知において明記する予定です。 都道府県による権限の代行は、工事の完了又は廃止により終了し、その時点で公共下水道管理に係る権限は本来の公共下水道管理者に帰属することとなります。代行期間中に都道府県が行った許可、承認その他の処分に関する情報や工事の実施状況については、本来の公共下水道管理者によるその後の管理に支障が生じないよう、適切に引き継がれることが重要と考えます。 都道府県による復旧工事の代行に際して行う事業者の選定

の選定について、どの法令又は基準に基づいて行われるのかを示してください。	及び契約手続については、工事契約に関する法令等に基づき実施することとなります。
災害時や緊急時において、インフラを守る現場の疲弊を極力軽減し、同時に「日常に戻った後の住民の安心」を担保する運用を強く望みます。復旧現場で本当に避けるべきは、実際の工事の難しさよりも、行政間の「契約手続きの遅れ」や「責任所在の煩雑さ」です。市町村から都道府県への代行移行時や、民間業者への発注において、平時と同じ複雑な書類仕事が残っていると、現場が疲弊し復旧が遅れます。そのため、緊急時の契約・責任は事前の一括協定などを活用し、徹底して簡素化・ワンストップ化してください。 一方で、緊急時のスピードを優先するあまり、工事の品質が疎かになったり、施工記録が曖昧になったりしては、日常に戻った後に住民が工事内容の不備やトラブルで困ることになります。 都道府県から市町村に戻った時や工事完了後において、「誰が・どこを・どう直したか」の記録だけはデジタル等で確実に残し、日常復帰後も責任を持ってメンテナンスや苦情対応が行われる体制を国が主導して構築することを強く要望します。	本制度は、都道府県が市町村に代わって復旧工事を実施することにより、被災自治体の負担軽減と迅速な復旧を図るものです。また、工事記録や許可・承認等に関する情報については、復旧工事完了後の維持管理や住民対応に支障が生じることのないよう、都道府県と本来の公共下水道管理者との間で適切な情報共有及び引継ぎが行われることが重要と考えます。